

岩手県告示第41号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成25年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出者の名称 イオンタウン株式会社

2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目51番41

3 報告の概要

（1）説明会で述べられた意見

ア 交通機関及び交通手段の状況に関する事項

（ア）シャトルバス等の運行について

（イ）自動車での来客者に係る交通対策について

（ウ）来店経路に係る安全対策について

イ 地域貢献活動計画に関する事項

（ア）地元商店街との関わり方について

（イ）テナント入居を希望する地元商業者へのテナント料に係る配慮について

（ウ）津波発生時等緊急時の対応について

（2）当該意見についての届出者の見解

ア 交通機関及び交通手段の状況に関する事項

（ア）関係機関と協議を行った上で検討したい。

（イ）関係機関と協議中である。

（ウ）自動車の来店経路と歩行者及び自転車の来店経路とはそれぞれ別になるため、安全が確保されるものと考えている。

イ 地域貢献活動計画に関する事項

（ア）地元商業者のテナント入居、周辺との回遊性の確保等について地元商店街と話し合い、中心市街地のにぎわいを創出したい。

（イ）テナント説明会の際にお知らせしたい。

（ウ）屋上に避難所を設置し、状況に応じて食料、毛布等の物資を提供したい。

4 関係書類の縦覧の期間及び場所

（1）期間 平成25年1月22日から同年2月22日まで

（2）場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに釜石市役所、大船渡市役所、遠野市役所、住田町役場及び大槌町役場